

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会家計改善支援事業実施
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が受託する真岡市生活困窮者自立支援事業実施要綱（平成27年真岡市告示第67号）（以下「要綱」という。）に規定する家計改善支援事業（以下「事業」という。）を円滑に行うため、必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 この事業は、要綱第3条に定める生活困窮者自立支援事業における支援対象者のうち、家計収支の均衡がとれていない等、家計に課題を抱える者（以下「対象者」という。）に対し、必要な情報提供や専門的な助言、支援等を行うことにより、対象者の家計を管理する能力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

(実施場所)

第3条 本事業は社会福祉法人真岡市社会福祉協議会生活困窮者自立相談支援事業実施要綱第3条に規定する自立相談支援センター（以下「センター」という。）において実施する。

(開所日及び開所時間)

第4条 センターの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 開所日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。

(2) 開所時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

2 本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めるときは、前項に定める開所日及び開所時間を変更することができる。

（事業の内容）

第 5 条 生活困窮者の家計の再生を図るとともに、生活全般にわたる自立を支援するため、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

(1) 家計管理に関する支援

対象者とともに、家計計画表やキャッシュフロー表を活用して、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図る等の出納管理の支援を行い、家計管理する能力を身につけるための支援を行う。

(2) 家賃、税金、公共料金等の滞納解消に向けた支援

対象者の家計状況、滞納状況等を勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、関係機関や事業所等との調整や申請等を行う。

(3) 債務整理に関する支援

多重・過重債務等により債務整理が必要な者に対しては、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じて法律専門家へ同行して債務整理に向けた支援を行う。

(4) 貸付のあっせんに関する支援

対象者の家計状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合に、貸付金の額及び用途、家計再生の見通し等の情報を貸付機関と共有し、貸付の円滑かつ迅速な審査につなげる。

(支援の実施期間)

第6条 支援の実施期間は、原則1年間とする。ただし、対象者の状況により、真岡市からの支援決定を経て実施期間を延長することができる。

(職員の配置)

第7条 事業の実施にあたっては、家計改善支援員若干名を配置する。なお、家計改善支援員は、厚生労働省のカリキュラムによる家計改善支援事業従事者養成研修を受講した者又は受講見込みのある者とする。

2 家計改善支援員は、本会職員の中から会長が指名する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施にあたり必要な事項は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）その他の法令の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。